

平成30年

第4回市議会定例会 報告第1号

専決処分の報告について

平成30年8月24日函館市亀田本町67番地先路上で発生した交通事故による損害賠償の額を平成30年10月5日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

平成30年12月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

98,280円

2 損害賠償の相手方

函館中央警察署長 櫻庭 英樹